

伊野地区自治協会会則

(名 称)

第1条 本会は伊野地区自治協会という。

(目 的)

第2条 本会は、地域的な共同活動を行うことにより、住民生活の増進、文化の向上及び市政の円滑な発展に寄与し、もって、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、伊野地区の町内会に加入している世帯（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 地区における自治の振興に関すること。
- (2) 地区における住民福祉の増進に関すること。
- (3) 地区における文化の向上に関すること。
- (4) 伊野児童館の運営に関すること。
- (5) 市行政との連絡調整に関すること。
- (6) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他地区運営に必要なこと。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 3 名
- (5) 代議員 40名以内
- (6) 幹 事 1 名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長は、理事会において会員の中より選出する。
 - (2) 副会長は、理事の互選により1名を選出し、残る1名はコミュニティセンターセンター長をもって充てる。
 - (3) 理事は、別表に定める基準により、当該各町内会長によって選出する。
 - (4) 監事は、別表に定める基準により、当該各町内会長によって選出する。
 - (5) 代議員は、各町内会長及び地区内各種団体等の代表者をもって充てる。
 - (6) 幹事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
2. 前項(1)～(4)までの役員は、代議員会において承認する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし再任を妨げない、ただし代議員については、各町内、及び各種団体等の役職任期に併せ途中交替を認める。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3. 理事は会務を処理する。
4. 監事は会計及び業務の執行状況を監査し必要により会議に出席して意見を述べるものとする。
5. 代議員は、その権限に属する事項及びその他の重要事項を審議する。
6. 幹事は、会長の旨を受けて事務処理をする。

(会 議)

第9条

会議は、総会、理事会、町内会長会及び代議員会とし、会長が召集し、その議長となる。

2. 総会は、代議員会をもってこれに替えることができる。
3. 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会及び代議員会に提出する議案に関する事。
 - (2) 総会及び代議員会議決事項の執行に関する事。
 - (3) その他会長が必要と認める事項。
4. 代議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業に関する事。
 - (2) 予算に関する事。
 - (3) 決算に関する事。
 - (4) 会則に関する事。
 - (5) その他会長が必要と認める事項
5. 町内会長会は次の事項を審議する。
 - (1) 行政及び各種団体等の連絡伝達に関する事。
 - (2) 本会の各種事業の推進に関する事。
 - (3) その他会長が必要と認める事項
6. 会議は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(顧 問)

第10条

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応ずる。

(経 費)

第11条

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計報告)

第12条

会長は、本会の経理状況について監事の監査を受け、毎会計年度終了後、遅滞なく会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第13条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条

本会の事務局は、伊野コミュニティセンター内に置く。

付 則

- この会則は、平成13年4月1日制定、同日から施行する。
 この会則は、昭和56年4月1日施行の会則は、これを廃止する。
 この会則は、平成14年3月28日一部改正、同年4月1日から施行する。
 この会則は、平成17年5月25日一部改正、同日より施行する。
 この会則は、平成20年5月27日一部改正、同日より施行する。
 この会則は、平成26年5月24日一部改正、同日より施行する。

(別表) 理事及び監事選出基準

ブロック区分		理事	監事
第1ブロック	西地合・東地合・畑・堂ノ本・金森の5町内	2名	1名
第2ブロック	三ノ谷・松枝・大畑・中ノ手・西上の5町内	2名	1名
第3ブロック	西灘・畑ヶ中・大谷・よしの団地・引木・高山の6町内	2名	1名